

◎裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

(平成二八年一二月二日法律第九六号)

一、提案理由 (平成二八年一〇月二五日・衆議院法務委員会)

○金田国務大臣

…………… (略) ……………

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大することから、対象となる子の範囲を、特別養子縁組の成立が請求され、現に監護されている者、児童福祉法の規定により養子縁組里親に委託されている児童など、法律上の親子関係に準ずる関係にある者にも拡大するものであります。

この改正は、平成二十九年一月一日から施行することとしております。

以上が、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告 (平成二八年一一月八日)

○鈴木淳司君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大しようとするものであります。

以上三法律案は、去る十月二十五日本委員会に付託され、同日金田法務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十六日質疑を行い、十一月二日、質疑を終局し、討論、採決の結果、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案は賛成多数をもって、裁判官育児休業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告 (平成二八年一一月二五日)

○秋野公造君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の育児休業法の改正に伴い、裁判官に係る育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員とは別の法律で定めている理由、裁判官、検察官の休日等の勤務実態の把握の必要性、裁判所、検察庁における女性活躍に向けた取組状況、男性の

裁判官、検察官の育児休業の取得状況、財政状況を踏まえた国家公務員の給与引上げを見直す必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会を代表して高木委員より、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案に反対、裁判官育児休業法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案はそれぞれ多数をもって、裁判官育児休業法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。